

令和8年8月7日

守口市 御中

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 福 田 泰 親

同 磯 部 勇 太

同 加 藤 雄 大

同 大 川 誠

調査報告書

貴市の委嘱を受けて弊所が行った調査（以下「本件調査」という。）について、本書面（以下「本件報告書」という。）のとおり報告をいたします。

目次

第1	本件調査の経緯・方法等	4
1	本件調査の端緒・経緯	4
2	本件調査の目的等	4
(1)	本件調査の目的	4
(2)	調査期間	4
3	本件調査の方法	5
(1)	貴市における資料の確認・精査	5
(2)	関係業者における資料の確認・精査	5
(3)	貴市職員と関係業者とのメールの調査	5
(4)	貴市職員内のやりとりの調査	6
(5)	本件入札に係るアンケート	6
(6)	調査対象者及び関係業者へのヒアリング	6
4	本件調査及び本件報告書の前提事項	7
(1)	調査チームの事実認定の程度	7
(2)	調査チームの事実認定の根拠	7
第2	貴市が本件入札を実施した経緯等	7
1	貴市内の各部署における本件工事及び本件入札に関する役割	7
2	3回目の入札までの経緯	8
(1)	本件工事を行うに至った経緯	8
(2)	本件工事の設計に関する経緯	9
(3)	1回目の入札に係る経緯	9
(4)	2回目の入札に係る経緯	10
3	3回目の入札の経緯	11
(1)	入札が実施されるまでの経緯	11
(2)	入札の実施	13
第3	本件JV組成の動機及び本件工事落札の経緯等	13
1	本件JV組成前の鴻池組及び大鉄工業の本件工事に対する取組	13
(1)	鴻池組の取組	13
(2)	大鉄工業の取組	14
2	本件JVが本件工事を落札するに至った経緯	14
(1)	本件JVの概要	14
(2)	本件JV組成の経緯	15
(3)	本件工事の入札価格の決定経緯	15
第4	本件入札に関連する行為についての法的判断	16

1	貴市職員の行為について	16
2	鴻池組、大鉄工業又は本件 J V の行為について	17
第 5	結論	18

第1 本件調査の経緯・方法等

1 本件調査の端緒・経緯

令和8年5月27日、貴市において実施が予定されている八雲中学校区義務教育学校（以下「本件学校」という。）建設工事（以下「本件工事」という。）の入札（本件工事に関する入札は3回行われているが、以下、全てまとめて「本件入札」という。）について、適法性又は正当性に疑義が生じた。

具体的には、一般的に、地方公共団体等が行う一般競争入札では、入札予定価格（以下「予定価格」という。）は公表されておらず、本件入札の際も予定価格は公表されていなかったにもかかわらず、1回目及び2回目の入札は入札参加者がおらず不調となった後、3回目の入札で、株式会社鴻池組（以下「鴻池組」という。）大阪本店と大鉄工業株式会社（以下「大鉄工業」という。）から組成される「八雲中学校区義務教育学校建設工事鴻池組・大鉄工業特定建設工事共同企業体」（以下「本件JV」といい、一般的な制度として共同企業体を呼称する場合は「JV」という。）が、落札価格と予定価格が一致する金額、すなわち落札率（予定価格に対する落札価格の割合）100%の金額で落札をした。それに加え、大鉄工業は北海道新幹線工事の談合疑いで令和8年5月19日に公正取引委員会の立ち入り検査を受けていた。以上の経緯で、貴市議会において、本件入札の適法性又は正当性に疑義があるという指摘がなされたものである。

貴市は、大阪弁護士会の行政連携センターに弁護士紹介の依頼をし、大阪弁護士会は貴市に対し、弊所の福田泰親弁護士を本件入札の不正調査担当弁護士として推薦したことから、弊所が貴市から委託を受け、調査を開始するに至った。弊所は、福田泰親弁護士が中心となり、弊所に所属する弁護士で構成する調査チーム（以下「調査チーム」という。）を立ち上げ、調査チームが本件調査を行った。

2 本件調査の目的等

（1）本件調査の目的

本件調査の目的は、本件入札を巡って、貴市の職員又は鴻池組、大鉄工業若しくは本件JVにおいて、予定価格の教示等の法令違反を含む不適切な行為があったか否かについての事案解明である。

（2）調査期間

令和8年6月11日から令和8年8月6日まで

3 本件調査の方法

(1) 貴市における資料の確認・精査

調査チームは、貴市から、本件工事の予算、設計、契約及び入札等に関する資料の提出を受け、これらの資料を精査した。

(2) 関係業者における資料の確認・精査

調査チームは、鴻池組及び大鉄工業に対し、以下の①から③記載の各資料の提供を依頼し、提供があった資料の精査をした。ただし、①について、大鉄工業からは、一般的に J V において入札価格を積算及び決定するのは代表者であり、本件 J V についても代表者である鴻池組大阪本店がこれを行っているとして、大鉄工業においては存在しない旨の回答があり、当該資料は提供されなかった。また、③については、鴻池組及び大鉄工業のいずれも、本件 J V の協定書の締結を除いて、本件 J V の相手方とのやりとりは専ら口頭（電話又は直接）で行っているとして、文書やメール等は存在しない旨の回答があり、当該文書やメール等は提供されなかった。

① 3 回目¹の入札額の具体的な積算方法、積算金額の内訳に係る資料及び積算金額の根拠資料

② 3 回目の入札への参加及び本件 J V の組成を決定するに当たって開催した社内会議の議事録や、その決定に関する社内文書及びメール等

③ 本件入札への参加及び本件 J V の組成に当たって本件 J V の相手方と交わした文書や、やりとりの文書及びメール等

また、調査チームは、本件工事の設計を担当した株式会社昭和設計（以下「昭和設計」という。）に対しても、本件工事の設計や貴市との契約の過程、金額の決定方法に関する資料の提供を依頼し、提供があった資料の精査をした。

(3) 貴市職員と関係業者とのメールの調査

調査チームは、貴市から、貴市職員（貴市の市長を含む。）と鴻池組、大鉄工業及び昭和設計とのやりとりのメールアドレスの提供を受け、本件工事及び本件入札に関して不適切なやりとりがなされていないか等について精査した。なお、上記やりとりの期間は、本件入札に係るメール

¹ 本件入札のうち、1 回目及び 2 回目の入札では、入札に参加した事業者が存在しなかったことから、3 回目の入札に関する資料を対象とした。

が存在すると合理的に考えられる期間として、1 回目の入札の決裁がされた時期を含む令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 5 月末日までとした。

なお、貴市においては、職員個人にはメールアドレスを付与しておらず、課などの組織単位でメールアドレスを付与しており、付与された組織に所属する者であれば、送受信されたメールを誰でも閲覧できる状態にある。

(4) 貴市職員内のやりとりの調査

調査チームは、貴市の担当者を通じて、貴市の職員に対して本件工事及び本件入札に関する職員間のやりとりを消去等しないように周知した上で、3 回目の入札前に本件入札の予定価格を知っていた又は推測し得る立場にあった職員等合計 37 名（貴市の市長を含む。以下「調査対象者」という。）のノートパソコンを直接閲覧する方法で、調査対象者立会いの下、貴市の内部連絡に使用するアプリである「LoGoチャット」の調査を行い、本件工事及び本件入札に関して不適切なやりとりがなされていないか等について精査した。

「LoGoチャット」の精査の際、本件調査のために詳細な確認が必要と思われるやりとりがあった場合には、当該やりとりをスクリーンショットする方法で証拠として保全するとともに、以下（6）のヒアリングにおいて、当該調査対象者に対してやりとりの意味を尋ねるなどして確認をした。

(5) 本件入札に係るアンケート

調査チームは、調査対象者及び調査対象者が所属する課の職員全員（休職者及び退職者を除く合計 87 名）に対し、本件入札への関与の有無・程度及び不適切な行為の有無（そのおそれを含む。）を調査することを目的として、アンケートを実施し、87 名全員から回答を得た。

アンケート実施にあたっては、調査チームのみが回答を閲覧可能となる方法で実施し、以下（6）の職員ヒアリングにおいて回答内容の詳細を確認するなど、必要な範囲でフォローアップを実施した。

(6) 調査対象者及び関係業者へのヒアリング

調査チームは、調査対象者全員に対し、対面でヒアリングを実施した。

また、鴻池組、大鉄工業及び昭和設計の関係者に対しても、ヒアリングを実施した。

4 本件調査及び本件報告書の前提事項

(1) 調査チームの事実認定の程度

調査チームは、上記 2 (2) の調査期間内に実施可能な範囲の調査を行ったが、これは強制的な調査権限に基づくものではなく、関係者の任意の協力を前提として調査を行ったものである。また、本件調査で確認・精査した関係資料及び情報は、原則として貴市、鴻池組、大鉄工業及び昭和設計から提供を受けたものに依拠している。

貴市からみて第三者である鴻池組、大鉄工業及び昭和設計の社内のやりとり等については、デジタルフォレンジックを含む網羅的な調査は行っていない。

本件調査は、このような状況において実施したものであるため、調査結果が完全であることを保証するものではなく、本件調査段階では収集できていない関係資料、情報やヒアリングできていない情報等が存在し、新たな事実関係が判明した場合には、本件調査の事実認定が変更される可能性があることを留保する。また、本件調査は貴市のために行われたものであって、調査チームは、貴市以外の第三者に対して責任を負うものではない。

(2) 調査チームの事実認定の根拠

調査チームは、本件入札に係る事実関係について、多角的な方法及び視点から調査・認定しているが、その根拠については、必要と判断した場合を除き、本件報告書には記載しない。

第 2 貴市が本件入札を実施した経緯等

1 貴市内の各部署における本件工事及び本件入札に関する役割

令和 8 年 4 月 1 日における貴市の組織体制は、貴市 H P において公表されている別紙「令和 8 年 4 月 1 日現在 守口市機構図」のとおりである。本件工事の予算策定から 3 回目の入札までの業務に関与していた課及びその業務内容は以下のとおりである。なお、以下で記載する各人の役職や所属課等は、その当時のものである。

- ・ 教育委員会事務局教育部教育総務課（以下「教育総務課」という。）は、学校建設案件に係る業務等を担当する部署であり、本件学校の開校、建設等を担当するという意味において、本件工事の主担当部署であった。

- ・ 都市整備部住宅まちづくり課（以下「住宅まちづくり課」という。）は、本件工事のような公共施設の建設工事案件について、貴市における工事費の積算業務等を担当する部署であり、本件工事の費用（以下「本件工事費」という。）の積算業務も担当していた。
- ・ 企画財政部企画課（以下「企画課」という。）は、市の予算のうち臨時的経費（政策的な判断のもと、新たな行政サービスの開始による経費や、現行の行政サービス水準の向上を図るための経費）の査定を担当する部署であり、本件工事費の予算も臨時的経費に当たるため、1回目の入札に向けた令和7年度当初予算案の編成過程において、本件工事費の予算の査定を担当した。
- ・ 企画財政部財政課（以下「財政課」という。）は、市の予算のうち臨時的経費を除く予算の査定を担当する部署であり、2回目及び3回目の入札に向けた補正予算案の編成過程において、本件工事費の予算の査定を担当した。
- ・ 総務部契約課（以下「契約課」という。）は、入札事務を担当する部署であり、本件入札に係る手続きを担当した。

2 3回目の入札までの経緯

（1）本件工事を行うに至った経緯

令和5年2月に貴市教育委員会が公表した「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」によれば、元々、八雲小学校、下島小学校及び八雲中学校では、9年間の系統的な学びの実現を目指して、児童・生徒同士の交流や、教育課程や指導方法に関する合同研修、生活指導や生徒指導、特別支援教育に関する情報共有などに取り組んできたところ、子どもたちの学びの充実に向け、小中一貫教育をより効果的に推進する観点から、両小学校の施設老朽化も踏まえ、より良い学習環境整備を目指し、八雲小学校、下島小学校、八雲中学校との統合による施設一体型の義務教育学校を設置することとなった。

そして、校舎の老朽化対策として、早期の施設整備を目指すことから、令和6年4月、八雲小学校において、八雲小学校と下島小学校を統合した後、下島小学校舎を解体し、同小学校の敷地において、本件学校の新校舎建設を行い、令和9年度の本件学校の開校を目指すこととなった。このような八雲小学校、下島小学校及び八雲中学校を統合する計画の中で、本件学校の開校に向けて、本件工事を行うこととなった。

(2) 本件工事の設計に関する経緯

本件学校の設計については、プロポーザル方式での設計者選定を行うこととなった。そこで、令和5年10月、貴市は当該プロポーザルの実施要項を公開し、上記業務を行う業者を募集したところ、昭和設計を含む4社からの応募があった。なお、当該プロポーザルの実施要項には、義務教育学校建設工事の上限工事費は100億円と定められていた。

審査の結果、昭和設計の評価が一番高かったため、教育総務課は、令和6年2月29日、昭和設計との間で本件工事の設計業務の委託契約を締結した。その後、昭和設計は、工事発注に必要となる設計図面や、必要書類を作成するとともに、工事に必要となる金額を算出した。

(3) 1回目の入札に係る経緯

教育総務課は、昭和設計による設計を踏まえ、令和6年の秋冬頃、企画課に対して、本件工事費について予算要求を行い、最終的に、令和7年3月31日、本件工事費の予算を総計87億8141万円（消費税等相当額を加算した金額）とする内容で令和7年度守口市一般会計暫定予算が可決された。

そして、上記の予算編成の流れと並行して、住宅まちづくり課は、貴市における本件工事費の積算業務を進め、本件工事費（工事価格）を79億5900万円（消費税等相当額を控除した金額。以下、断らない限りは消費税等相当額を控除した金額での表記とする。）と記載した本件工事費の設計書を作成した。なお、住宅まちづくり課が作成する設計書には、国土交通省が定めた「公共建築工事積算基準等資料」に記載された上位四桁止めルール（工事価格の有効桁が上位四桁となるように一般管理費等で調整すること。以下「上位四桁止めルール」という。）が適用されている。教育総務課は、令和7年4月3日、住宅まちづくり課が作成した上記設計書を添付して本件工事の入札を行うための執行伺い（貴市において決裁権者に決裁を求める手続をいう。以下同じ。）を起案し、同起案は内容が修正されることなく決裁が完了した。その後、同月11日、競争入札審査委員会において入札条件等が決定され、同月15日に本件工事の1回目の入札が公告された。

入札が公告された後、いくつかの業者が、教育総務課や住宅まちづくり課の窓口へ直接訪問し、本件工事の実施時期等に関する質問を行うことはあったが、公告日から同年5月9日まで契約課が実施した本件工事に関する事前質問制度を利用して質問する業者はいなかった（同制度を利

用した質問を以下「事前質問」という。).

入札の公告後、契約課が、設計書に記載された工事価格（以下「設計価格」という。）と同じ金額を予定価格として記載した予定価格書を作成した。なお、設計価格と予定価格を同額にしなければならないという内部規程等があるわけではない。

その後、同年５月２１日から２２日まで入札が行われたが、入札参加者はいなかった。

（４）２回目の入札に係る経緯

１回目の入札参加者がいなかったことを受けて、今後の発注方法等の参考とするため、契約課は、令和７年５月２６日、入札参加資格者に対しアンケートを実施した。鴻池組大阪本店及び大鉄工業も、当該アンケートの対象となっており、鴻池組大阪本店からは、入札に参加できなかった理由として、技術者（監理技術者・主任技術者等を意味する。以下同じ。）が不足していること、発注時期や工期が重複・集中していることを挙げ、今後の参加意思はある旨が回答された。大鉄工業からの回答はなかった。

教育委員会事務局の本件工事の担当であったＡ氏は、アンケートで今後参加意思がある旨回答するなど、次回の入札に参加見込みのある業者に対して個別に連絡し、入札に関する意見等のヒアリングを実施した。ヒアリングには、貴市からはＡ氏のほか、住宅まちづくり課の職員が同席することもあった。ヒアリングの結果、各事業者からは、坪単価が安い、工期が短い、技術者が不足しているという意見が多く寄せられた。鴻池組大阪本店は、当該ヒアリングの対象となっており、鴻池組大阪本店のＢ氏とその部下が出席しており、下請企業（設備業者）の確保が困難、予算が低いこと等を入札しなかった理由として挙げた。

ヒアリング結果を踏まえて、貴市は、２回目の入札に向けた準備を進めた。具体的には、本件工事の工事内容自体に変更は加えなかったものの、工期を２１か月から２４か月に変更することとした。これを受けて、住宅まちづくり課が本件工事費を再積算し、設計価格を８１億０８００万円（消費税等相当額を加算した金額は８９億１８８０万円）とする設計書を作成した。そして、その設計価格を基に教育総務課が補正予算を要求し、財政課の査定を経たうえで、最終的に、同年９月３０日、本件工事の予算を総計８９億１８８０万円（消費税等相当額を加算した金額）とする内容の補正予算が可決された。

その後の、教育総務課による執行伺いの起案及び決裁、競争入札審査委

員会の開催、入札及び予定価格の決定までの流れは、上記（３）で記載した１回目の入札のときと同じであった。なお、競争入札審査委員会においては、本件工事の工期を２１か月から２４か月に変更することに加え、入札参加資格者の請負実績に民間の工事実績を含めること、入札参加資格者にＪＶを含めることなど、入札参加資格要件を緩和することが決定され、当該決定のとおりに入札条件となっていた。

貴市は、以上の経緯で２回目の入札を実施したが、事前質問はなく、入札参加者もいなかった。

３ ３回目の入札の経緯

（１）入札が実施されるまでの経緯

２回目の入札にも入札参加者がいなかったことを受けて、今後の発注方法等の参考とするため、契約課は、令和７年１１月１８日、入札参加資格者に対し２度目のアンケートを実施した。鴻池組大阪本店及び大鉄工業は、当該アンケートの対象となっており、大鉄工業は、入札に参加できなかった理由として、技術者が不足していること、手持ち工事が多いこと、発注時期や工期が重複・集中していること等を挙げ、今後の参加意思については、検討するが難しいと回答した。また、鴻池組大阪本店は、入札に参加できなかった理由として、技術者が不足する可能性があること、予算が低いこと等を挙げ、今後の参加意思については、担当者としては参加したい旨回答した。

なお、１回目及び２回目の入札が不調になっており、本来予定されている開校時期が後ろ倒しになる中で、貴市議会及び地元住民等から早期開校の要望の声などが上がっており、本件工事の担当部署である教育総務課の職員は、程度の差はあったものの、本件工事の実現についてプレッシャーを感じていたことが窺われる状況であり、特に、責任者ともいえるべき立場にあるＡ氏は強いプレッシャーを感じていた。

貴市は、２回目の入札にも入札参加者がいなかったこと及び上記アンケートの結果等を踏まえ、本件工事費そのものを大幅に見直す必要があるのではないかと考え、昭和設計に対し、近隣自治体の同種工事の費用を調べるように依頼した。その結果、近隣自治体の同種工事の費用が、本件工事の１回目の設計価格を大きく上回っていたことが判明した。そこで、貴市は、本件工事費の再積算を昭和設計に依頼することとし、令和８年１月２１日、教育総務課が昭和設計に対し本件工事費の再積算業務の委託をした。なお、その前日である同月２０日、昭和設計は、教育総務課に対

し、あくまでも精査を経ていない概算として、本件工事費について１０８億４７００万円（消費税等相当額を加算した金額は１１９億３１７０万円）という数字を示している。

また、貴市が昭和設計に再積算を委託した時点において、貴市における令和８年度当初予算案は既に決定済みであったことから、本件工事費については、令和８年度補正予算第１号（以下、単に「補正予算」という。）として計上することになった。なお、本件学校の開校予定時期までに本件工事を完了させるため、同年４月１日には３回目の入札を公告する必要があった。

昭和設計は、Ａ氏や住宅まちづくり課と協議しながら、坪単価や材料費を見直すなどして再積算業務を行い、令和８年２月２７日、教育総務課に対し、本件工事費につき、工事価格を１０７億０９００万円（消費税等相当額を加算した金額は１１７億７９９０万円）と記載した本件工事費の内訳明細書を提出し、教育総務課は、この１１７億７９９０万円を根拠として、財政課に対して予算要求をした。その後、当該金額は市の予算案として正式に決定された後、同年３月１０日、貴市議会の委員会（教育等に関する事項の所管である福祉教育委員会）を通過し、同月２４日、本会議において予算案どおり補正予算が可決された。

上記の予算編成の流れと並行して、住宅まちづくり課は、貴市における本件工事費の積算業務を進め、上位四桁止めルールも適用して、設計価格を１０７億円（消費税等相当額を加算した金額は１１７億７０００万円）とする設計書を作成した。なお、同年３月３１日に昭和設計が教育総務課に納品した積算書においても、本件工事費については、上位四桁止めルールにより１０７億円と記載されていた。

教育総務課は、上記のとおり、同月１０日に補正予算案が福祉教育委員会を通過したことから、補正予算の金額がほぼ決定したと考え、３回目の入札の公告を同年４月１日に実施するため、同年３月１６日、住宅まちづくり課が作成した上記設計書を添付して本件工事の入札を行うための決裁申請書類を起案し、同起案は内容が修正されることなく決裁が完了した。なお、その後、同年４月１日にも同じ執行伺いが起案されているが、これは、年度をまたぎ再度起案する必要が生じたために行われた機械的なものである。

補正予算が貴市ホームページにおいて公表された後、Ｂ氏が教育総務課の窓口に直接訪問し、挨拶をするとともに「３回目の入札は頑張る。」という趣旨の発言をしたため、それを聞いた教育総務課のＣ氏は、入札に

前向きな業者が現れたことを情報共有するという意味で、一部の他の職員にB氏とのこのやりとりを連絡した。

(2) 入札の実施

令和8年3月31日、競争入札審査委員会において入札条件等が決定され、同年4月1日に入札が公告された。

入札が公告されてから同月13日まで、1回目及び2回目と同様に、契約課が、入札参加資格者に対して本件工事に関する事前質問を受け付けたところ、鴻池組と大鉄工業の2社がそれぞれ事前質問を提出した。契約課は、当該質問を住宅まちづくり課及び教育総務課に共有し、A氏を中心に両課の職員が回答案を作成して、同月22日、契約課が大阪地域市町村共同利用電子入札システムに回答を掲載した。なお、上記回答案の作成に当たって、貴市の職員が鴻池組及び大鉄工業と連絡を取ることはなかった。また、同システムには誰でもアクセス可能であり、事前質問への回答内容自体はシステムにアクセスすれば閲覧可能であったものの、どの業者が事前質問を行ったのかは分からないように掲載されていた。

また、入札の公告後、契約課が設計価格107億円と同じ金額を予定価格として記載した予定価格書を作成した。

その後、令和8年5月11日から12日にかけて3回目の入札が行われ、本件JVのみが、107億円で入札に参加した。その結果、同月14日、電子入札システム上での開札が行われた後、同月15日に落札決定がされ、本件JVが落札率100%で落札することとなった。

第3 本件JV組成の動機及び本件工事落札の経緯等

1 本件JV組成前の鴻池組及び大鉄工業の本件工事に対する取組

(1) 鴻池組の取組

B氏は、鴻池組において、官公庁の建設工事の担当という立場であったため、貴市のホームページや業界紙等を見て、本件工事について1回目及び2回目の入札が行われることを認識していた。鴻池組は、上記第2の2及び3で述べたとおり、本件入札への参加には前向きであったが、技術者不足及び予算が低かったこと等が理由で、1回目及び2回目の入札に参加しなかった。

B氏は、令和8年2月頃、業界紙の報道等により、本件工事について3回目の入札が実施されることを認識した。また、その後、貴市において、3回目の入札に向けた補正予算で本件工事費の価格が増額されているこ

とを確認したことから、上司とも協議したうえで、3回目の入札への参加を決めた。なお、B氏が教育総務課を直接訪問し、入札を頑張るという趣旨の発言をしたことは、上記第2の3で述べたとおりである。

令和8年4月1日に3回目の入札が告示されたことを受け、鴻池組における工事費積算の専門部署が、告示された内容等を基に本件工事費を積算した。なお、当該積算結果は、約116億5320万円であった。また、鴻池組は、3回目の入札の事前質問期間である令和8年4月1日から同月13日までの間に、事前質問を提出した。

(2) 大鉄工業の取組

大鉄工業のD氏においても、B氏と同様、貴市のホームページや業界紙等を見て、本件工事について1回目及び2回目の入札が行われることを認識していたが、上記第2で述べたとおり、他に取り組んでいる案件があり、配置できる技術者が足りないこと等を理由として、1回目及び2回目の入札に参加することはしなかった。

もともと、D氏は、本件工事には関心を持っていたため、部下とともに、令和8年1月頃及び2月頃の2回、契約課及び教育総務課の窓口を訪れ、本件工事の今後の予定に関する質問をしたが、いずれも、3回目入札は未定である旨の回答がなされただけであった。

D氏は、同年3月中旬頃、業界紙の報道によって3回目の入札が行われることを知ったため、社内での意思決定をとりまとめ、3回目の入札に参加することとした。D氏は、同年4月1日に3回目の入札が公告された後、本件工事費の積算に着手し、3回目の入札の事前質問期間である令和8年4月1日から同月13日までの間に、事前質問を提出した。

2 本件JVが本件工事を落札するに至った経緯

(1) 本件JVの概要

令和8年5月7日に締結された本件JVの協定書によれば、本件JVは、本件工事の請負及びそれに付帯する事業を共同連帯して営むことを目的としている。本件JVの出資割合は、鴻池組大阪本店が70%、大鉄工業が30%であり、本件JVの代表者は鴻池組大阪本店である。代表者である鴻池組大阪本店は、見積り、入札（入札価格の決定を含む。）、工事請負契約の締結、及び本件JVに属する財産を管理する権限等を有しており、3回目の入札の入札価格も鴻池組が決定した。大鉄工業は、上記1で述べたとおり、3回目の入札が公告された後、本件工事の積算に着手し

ていたが、本件 J V の組成に伴い、積算業務は中止し、入札手続きを鴻池組に委ねていた。そのため、大鉄工業は、落札時まで入札価格を知らなかった。

(2) 本件 J V 組成の経緯

B 氏は、令和 8 年 4 月 15 日、本件工事について、大鉄工業と J V を組成する件についての社内稟議書を起案しており、同年 5 月 7 日には、本件 J V の協定書が締結され、本件 J V が成立した。なお、当該社内稟議書においては、「予想入札額：予算 10,709,000,000 円(税抜)」と記載された。

調査チームが本件 J V の組成の理由・経緯をヒアリングしたところ、B 氏は、鴻池組単独では配置できる技術者の数に不安があったことから、従前から他の案件でも J V を組成することがあり信頼を置いていた大鉄工業と J V を組成することを考え、3 回目の入札の公告後である同年 4 月 6 日に、他の工事現場において、D 氏に対し、本件工事について鴻池組と大鉄工業で J V を組成しないかと提案し、同月 14 日、D 氏よりこれに応じる旨の回答が電話であったと説明した。また、D 氏も、概ね同様の説明をしており、B 氏からの J V 組成の提案に応じたのは、技術者の数に不安があったこと及び鴻池組に信頼を置いていたことが理由であると説明した。また、B 氏及び D 氏のいずれも、相手が入札に向けた準備を進めていることは知らなかったと説明した。

(3) 本件工事の入札価格の決定経緯

上記 1 (1) で述べたとおり、鴻池組における工事費積算の専門部署が当初積算した本件工事費は、約 116 億 5320 万円であった。もっとも、鴻池組において、最終的な入札価格を検討するのは B 氏が所属する部であったところ、同部で検討した結果、最終的な入札価格を 107 億円として鴻池組大阪本店での決裁を行い、本社の決裁を得た。

上述のとおり、鴻池組の積算部署が当初積算した価格(約 116 億 5320 万円)と、鴻池組が最終的に決定した入札価格(107 億円)とでは、相応の差があった。この点について調査チームが B 氏にヒアリングしたところ、B 氏からは、貴市が公開している本件工事の予算額を税抜換算すると 107 億 0900 万円であったことを踏まえ、可能な限りコスト削減等を行った結果、107 億円が限界であると判断したとの回答があった。

第4 本件入札に関連する行為についての法的判断

1 貴市職員の行為について

地方公共団体の職員が、事業者その他の者に、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示等することは、入札等妨害罪（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律8条）又は公契約関係競売等妨害罪（刑法96条の6第1項）²に該当し得る。そこで、貴市の職員が予定価格等を事業者その他の者に教示等したと認められるかについて検討する。

まず、本件調査においては、貴市職員が、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示等したという事実を直接的に示す証拠は見当たらなかった。

また、上記第3で述べたとおり、本件工事については、1回目及び2回目の入札が不調になっており、本来予定されている開校時期が後ろ倒しになる中で、貴市議会及び地元住民等から早期開校の要望の声などが上がっており、本件工事の担当部署である教育総務課の職員が、程度の差はあるものの、本件工事の実現についてプレッシャーを感じていたことは窺われ、特に、責任者ともいえるべき立場にあるA氏が強いプレッシャーを感じていたことは認められた。しかしながら、市の施策の担当部署、とりわけ責任者が、施策の実施について責任感を持ち、それ故に強いプレッシャーを感じることはいわば当然ともいえるから、この点をもって直ちに予定価格の漏洩等といった不適切な行為を認めることはできない。実際、A氏を含む貴市の職員が、3回目の入札前に鴻池組又は大鉄工業の従業員等と不自然な接触をしているというような事実は確認されなかった。

さらに、上記第3で述べたとおり、入札価格を107億円とした理由について、B氏は、本件調査のヒアリングにおいて、貴市が公開している本件工事費の予算額を踏まえて、企業努力でどこまで抑えられるかを検討した結果、107億円が限界であると判断したと説明している。そもそも本件工事費の予算額が公表されている以上、入札を検討している事業者において、当該数字を上限とした近い金額で入札価格を検討することは合理的な行動であり、この点は、上記のとおり、本件JV組成の社内稟議書において貴市の補正予算額が予想入札額として記載されていたことから裏付けられる。

² 同罪の要件である「偽計」には、公務員が入札者に価格を教えた場合も含まれると考えられており（広島高判昭和58年1月1日刑裁月報15巻11＝12号45頁）、入札等妨害罪の「教示」と基本的に同一であるから、合わせて検討する。

加えて、予算額が１０７億０９００万円であったのに対し、本件ＪＶの入札価格は１０７億円であり、予算額と入札価格との間には９００万円の差が生じている。鴻池組として、企業努力によって入札価格を抑えるという状況であったならば、予算額満額（１０７億０９００万円）をもって入札価格とするのが最も経済合理性のある行動と考えられる。この観点からすると、鴻池組があえて９００万円をさらに削減する必要まではなかったのではないか、入札価格を１０７億円に設定する別の動機があったのではないかとの疑問はあり得るが、そのような動機を示すような事情は見当たらず、また１０７億円といういわば切りの良い数字をもって入札価格とすることも、特段不合理とまではいえない。

Ｂ氏は、予算に近い金額で入札価格を設定した結果、仮に他の事業者がそれを下回る金額で札入れをし、本件ＪＶが落札できなかったとしても、それは仕方がないと述べている。上記のとおり、そもそも入札価格とした１０７億円は鴻池組が可能な限りコスト削減等を行った上で積算した金額であるから、仮に他の入札事業者がさらに低い価格で落札したことにより、本件ＪＶが失注することになったとしてもやむを得ないとするＢ氏の発言自体に不自然な点はない。

その他、本件調査で確認できた事実関係は上記第２及び第３で述べたとおりであり、貴市職員が事業者その他の者に事前に予定価格を教示したという事実は認められなかった。また、予定価格の教示以外の方法により入札等の公正を害すべき行為があったとも認められないから、入札等妨害罪又は公契約関係競売等妨害罪に該当する事実は認められなかった。その他、貴市職員による法令違反行為又は不適切行為は認められなかった。

２ 鴻池組、大鉄工業又は本件ＪＶの行為について

本件調査の目的は、本件入札を巡って、貴市の職員又は鴻池組、大鉄工業若しくは本件ＪＶにおいて、予定価格の教示等の法令違反を含む不適切な行為があったか否かについて事案を解明することであるが、本件ＪＶの組成経緯や鴻池組と大鉄工業との間の協議内容等については、専ら鴻池組と大鉄工業との内々でのやりとりである。調査チームは、貴市から委託を受けた立場であって、鴻池組や大鉄工業の内部調査を行う権限までは有しないため、本件調査によってそのすべてを把握することには限界がある。そこで以下では、本件調査の中で認められた事実関係の範囲で、鴻池組、大鉄工業又は本件ＪＶの行為について、法令違反を含む不適切な行為が認められるか否かを検討する。検討の対象となる法律は、私的独占の禁止及

び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）である。独占禁止法 3 条後段は、事業者は不当な取引制限をしてはならない旨を定めており、不当な取引制限とは、事業者が、他の事業者と共同して、相互にその営業活動を拘束し又は遂行することにより、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限することである（独占禁止法 2 条 6 項）。本件工事においても、鴻池組と大鉄工業が、本件 J V 組成に際し、受注予定者をあらかじめ決定する等、入札での競争を回避する行動をとる旨の合意をしていた場合には、不当な取引制限と認められる余地があるため、この点を検討する。

上記第 3 で述べたとおり、調査チームによるヒアリングの中で、B 氏は、本件 J V を組成した理由について、鴻池組単独では配置できる技術者の数に不安があったことから、従前から他の案件でも J V を組成することがあり信頼を置いていた大鉄工業と J V を組成することを考え、3 回目の入札の公告後である令和 8 年 4 月 6 日に、他の工事現場において、D 氏に対し、本件工事について鴻池組と大鉄工業で J V を組成して入札に参加しないかと持ち掛けたのであり、大鉄工業が入札に向けた準備を進めていることは知らなかったと説明した。また、D 氏も同趣旨の説明をしており、お互いの説明が矛盾しているということもない上、鴻池組大阪本店及び大鉄工業が本件工事の入札に当たって技術者不足を懸念していたことは、両社が貴市のアンケートにおいて同趣旨の回答をしていることから裏付けられる。そのため、B 氏及び D 氏が述べる理由に不自然な点はない。さらに、昨今の建設業界における技術者不足は顕著であると認められ、両者の説明内容は、一般的な動向とも一致している。

そうすると、鴻池組及び大鉄工業においては、主に技術者不足の懸念を解消するという目的で本件 J V を組成することを決めたと認められ、これを超えて、お互いに入札での競争を避ける行動をとる旨の合意があったとまでは認められない。

その他、本件調査の中で、鴻池組、大鉄工業又は本件 J V について、法令違反行為又は不適切行為は認められなかった。

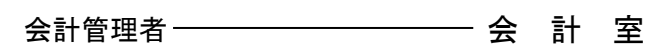
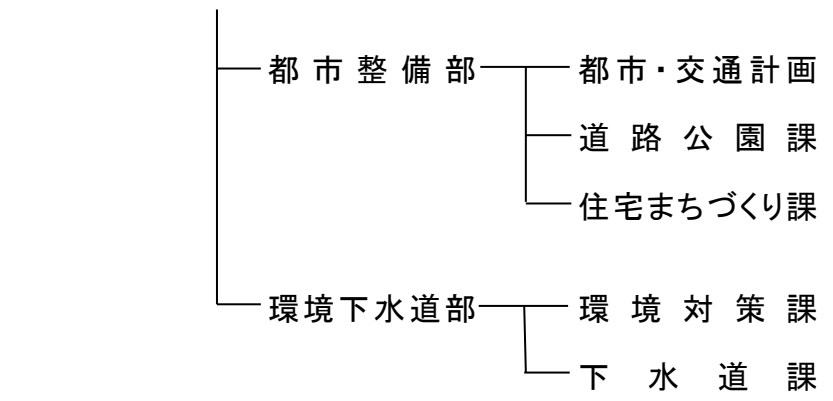
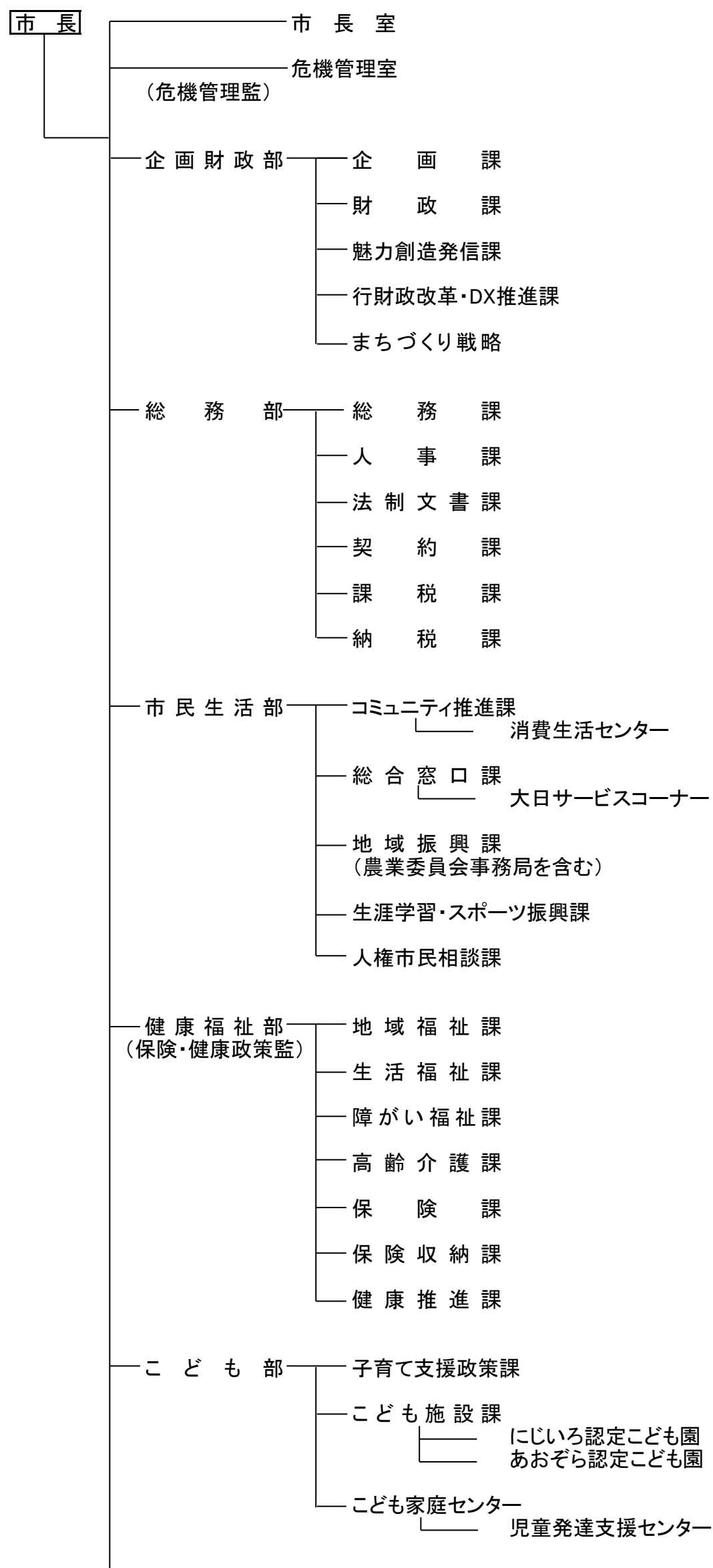
第 5 結論

本件調査の結果は以上のとおりであり、本件工事及び本件入札に関して違法又は不当と認められるような事実関係は認められなかった。

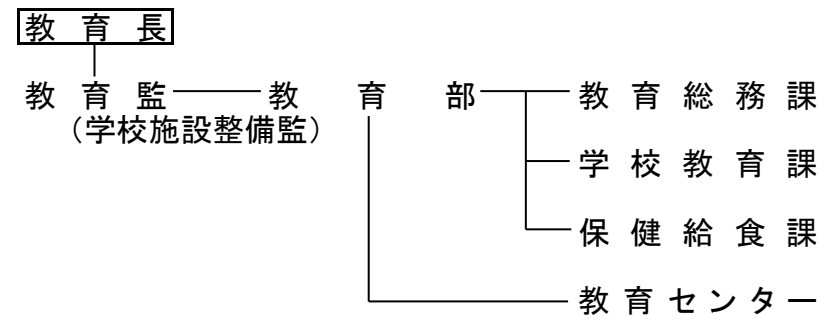
以 上

○令和8年4月1日現在 守口市機構図

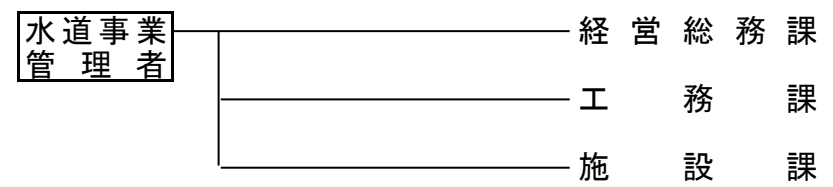
【市長部局：7部3室30課1センター】



【教育委員会事務局：1部3課1センター】



【水道局：3課】



【議会事務局】

【選挙管理委員会事務局】

【監査委員事務局】

【農業委員会事務局】

【固定資産評価審査委員会】

【公平委員会】